

# ○津山工業高等専門学校総合支援センター規程

〔平成17年4月1日〕  
規程第8号

改正 平成24年3月28日規程第2号 平成25年11月27日規程第12号

(目的)

**第1条** 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に，学生，保護者，教職員等を対象に，学校生活上の諸問題について，適切な助言及び支援を行うことを目的として，総合支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

**第2条** センターは，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学や進路に関する相談に対する助言及び支援
- (2) 学生の保護者及び担任・指導教員等教職員からの相談に対する助言及び支援
- (3) 学生の精神衛生上又は健康上の相談に対する助言及び支援
- (4) 特別支援教育が必要な学生に対する助言及び支援
- (5) その他学生の個人的な相談に対する助言及び支援
- (6) センターの活動に必要な研究及び調査
- (7) 前各号の業務に関する資料の保存

(組織)

**第3条** センターは，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 特別相談員
- (3) カウンセラー
- (4) コーディネータ
- (5) インテーカー
- (6) センター員
- (7) 看護師

(センター長)

**第4条** センター長は，本校教員のうちから校長が任命する。

2 センター長は，センターの業務を総括する。

3 センター長の任期は，1年とし，再任を妨げない。ただし，センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(特別相談員)

**第5条** 特別相談員は、本校での教育・指導の経験を有する有識者のうちから校長が委嘱する。

2 特別相談員は、経験を活かした助言・支援業務に当たるものとする。

3 特別相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、特別相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(カウンセラー)

**第6条** カウンセラーは、本校カウンセラーとして採用している者をもって充てる。

2 カウンセラーは、主として専門的な立場からの助言・支援業務に当たるものとする。

(コーディネータ)

**第7条** コーディネータは、本校コーディネータとして採用している者をもって充てる。

2 コーディネータは、主として専門的な立場から特別支援教育を必要とする学生の助言・支援業務に当たるものとする。

(インターカー)

**第8条** インターカーは、本校でのインテーク業務を行う者をもって充てる。

2 インターカーは、主として学生等の相談の受付を行い、必要に応じ適切な相談者に引き継ぐとともに学生への助言・支援業務に当たるものとする。

(センター員)

**第9条** センター員は、次の各号に掲げる者をもって充て、校長が任命する。

(1) 各専門学科から推薦された教員各1名

(2) 一般科目の文科系及び理科系から推薦された教員各1名

2 センター員はセンター長を補佐し、主として学生の学生生活全般について相談に応じ、学生に対する助言・支援業務に当たるものとする。

3 センター員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(看護師)

**第10条** 看護師は、主として学生及び教職員の健康上の相談に応じるものとし、また、相談者とカウンセラー、センター長等との連絡調整等業務に当たるものとする。

(相談・支援室)

**第11条** センターに、次の各号に掲げる室等を置き、適切な助言及び支援を行う。

(1) 学生相談室

(2) 保健室

(3) カウンセリングルーム

(4) 特別支援教育室

(他との連携，協力)

**第12条** センター長は，相談内容がセンターのみでの対応が妥当でないと思われる場合には，必要に応じて教務主事，学生主事，寮務主事，学級担任等と緊密に連携をとりながら，適切な対応先を紹介することにより，業務の効果的な推進を図るものとする。

(秘密の保持)

**第13条** センターの構成員は，業務上知り得た個人的な事項については，その内容を他に漏らしてはならない。

(センターへの連絡)

**第14条** 本校の教職員は，本校学生に対しセンターの助言及び支援が必要と認めるときは，速やかにセンターへ連絡するものとする。

(事務)

**第15条** センターに関する事務は，学生課において処理する。

(雑則)

**第16条** この規程に定めるもののほか，センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成25年11月27日規程第12号)

この規程は，平成25年11月27日から施行する。